

<業務改善助成金特例コース>

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、これから設備投資を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成。

助成額 「対象経費の実支出額×助成率」と「助成の上限額」
のいずれか低い方

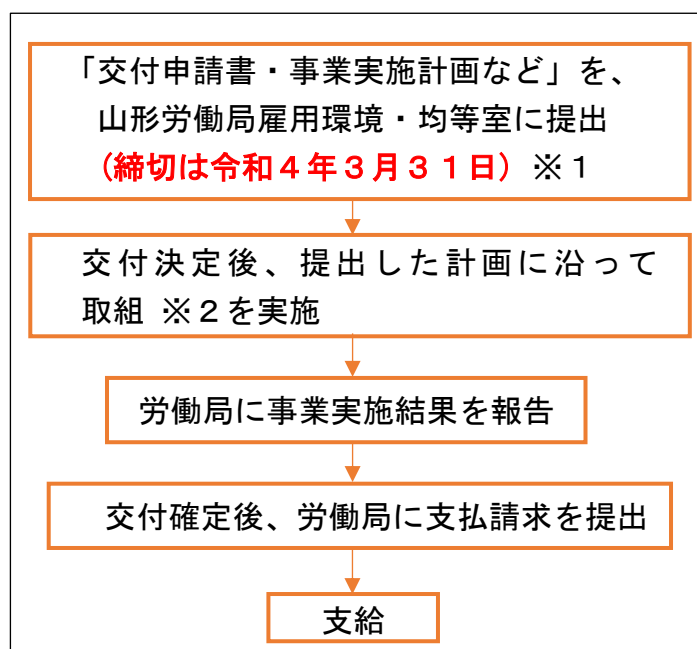
(上限額)

引上げ労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

※1 申請期限を延長する場合は別途お知らせいたします。また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

(ご利用の流れ)



パンフレット・申請様式・提出先 …………… 各リンク先ページへ

[交付要綱、各種様式、記入例](#)

[パンフレット](#) 【PDF 43KB】

問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

TEL: 03-6388-6155 (受付時間 平日 8:30~17:15)

提出先

山形労働局 雇用環境・均等室

〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階

TEL: 023-624-8228 FAX: 023-624-8246